

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて（6）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年7月2日提出

埼玉県羽生市長 齋藤 万紀子

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市印鑑条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和8年6月12日

埼玉県羽生市長 斎 藤 万紀子

羽生市印鑑条例の一部を改正する条例

羽生市印鑑条例（昭和50年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「<u>印鑑登録申請者</u>」という。）は、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>印鑑登録申請者</u>が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">（登録の抹消）</p> <p>第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権で当該印鑑登録原票を抹消し、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）<u>又は名</u>（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の</p>	<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>登録申請者</u>が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">（登録の抹消）</p> <p>第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権で当該印鑑登録原票を抹消し、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）<u>若しくは名</u>（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を</p>

変更により、登録してある印鑑が第4条第1号に該当したとき。

(5)・(6) (略)
(印鑑登録証明書の申請)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備で、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

む。）の変更により、登録してある印鑑が第4条第1号に該当したとき。

(5)・(6) (略)
(印鑑登録証明書の申請)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備で、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。